

○内閣府令第四十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第二号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十及び第二十一号の十一の規定の適用に係る経過措置)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十三項の規定の適用については、同項中「一兆千億円」とあるのは、施行日から平成二十九年八月三十一日までの間は「四百二十兆円」と、同年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間は「三百十五兆円」と、同年九月一日から令和元年八月三十一日までの間は「二百十兆円」と、同年九月一日から令和三年八月三十一日までの間は「百五十兆円」と、同年九月一日から令和四年八月三十一日までの間は「七兆円」とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十及び第二十一号の十一の規定の適用に係る経過措置)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十三項の規定の適用については、同項中「一兆千億円」とあるのは、施行日から平成二十九年八月三十一日までの間は「四百二十兆円」と、同年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間は「三百十五兆円」と、同年九月一日から令和元年八月三十一日までの間は「二百十兆円」と、同年九月一日から令和二年八月三十一日までの間は「百五十兆円」と、同年九月一日から令和三年八月三十一日までの間は「七兆円」とする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。